個人情報の取扱いに関する誓約書

（団体名）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　（以下、「甲」という。）は、長崎市（以下、「乙」という。）に対し、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）の各条項を遵守し、入手した個人情報に関して、次のとおり取扱うことを誓約し、本書を提出します。

（定義）

第１条　本誓約書において、個人情報とは、寄付者に関する情報であって、当該情報に含まれる住所、氏名、その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものを含む。）をいいます。

（法令等の遵守）

第２条　甲は、乙から提供を受けた個人情報の取扱いについて、関係法令（個人情報の保護に関する法律、長崎市個人情報の保護に関する法律施行条例など）を遵守することを保証いたします。

（個人情報の取扱い）

第３条　甲は、乙から提供された個人情報の取扱いについて、提供目的の達成に必要な範囲を超えた利用を行いません。

２　甲は、乙から提供された個人情報の取扱いについて、第三者への漏洩を行わず、当該情報が滅失、毀損、漏洩することのないよう万全の管理を行います。

３　甲は、乙から提供されて利用または保有する個人情報について、乙から開示、訂正、利用停止または消去を求められた場合、乙の求めに応じるものとします。

（損害賠償）

第４条　本誓約に違反し、乙または寄付者等に損害を与えた場合、甲はその損害について賠償するものとします。

以上、本誓約の成立の証として、本誓約書を1通作成し、甲は乙に記名捺印の上、提出するものとする。

令和　　年　　月　　日

（誓約者）団体名

代表者氏名　　　　　　　　　　　㊞

個人情報の取扱いに関する誓約書

（団体名）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　（以下、「甲」という。）は、長崎市（以下、「乙」という。）に対し、長崎市保有個人情報等安全管理措置規程（令和５年長崎市訓令第２号）の定めるところにより、個人情報の保護について、次のとおり取扱うことを誓約し、本書を提出します。

１　甲は、個人情報に係る秘密を保持するとともに、個人情報を目的以外に使用し、又は第三者に提供しません。

２　甲は、個人情報の保護に留意し、この契約の履行にあたって知り得た個人情報について、漏えい、滅失、改ざん及びき損の防止並びに盗用の禁止その他の個人情報の適正な安全管理のために必要な措置を講じます。

３　甲は、個人情報を取り扱う業務を行う際に、事故が発生した場合には、速やかに発注者に報告を行うとともに、必要な措置を講じます。

４　甲は、個人情報を取り扱う業務の終了後、速やかに発注者から提供された個人情報について記録媒体から消去するとともに、当該個人情報が記録された資料等（複写し、複製したものを含む。）を、乙に返却します。

５　乙は、必要に応じて個人情報の取り扱い状況について甲に報告を求め、また、指導及び実地検査等を実施することができることとします。なお、指導及び実地検査等の実施の際には、甲は乙の求める関係資料を速やかに提示します。

令和　　年　　月　　日

（誓約者）団体名

代表者氏名　　　　　　　　　　　㊞